教育のつどい大阪2026
【全体会】9/26(土)13:20ｻﾝｽｸｴｱ堺
【教科別分科会】10/31(土)10:30泉大津・旭小
【問題別分科会】11/28(土)10:30和泉・国府小

泉北教育

No2315　2026.8.24.
発行　泉北教職員組合
〒594-0071　和泉市府中町6-12-2
℡0725-41-1953 Fax0725-44-6570
E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp

憲法違反 国旗損壊罪処罰法施行 学校教育への介入を防げるのか？

ナチス刑法と同じ

日本の国旗を傷つける行為を禁じる国旗損壊罪処罰法（以下「処罰法」）が８月13日、施行されました。処罰法は「著しく不快または嫌悪の情を催される方法」で、公然と「損壊、除去、汚損」する行為を処罰するという内容ですが、処罰対象が極めて曖昧で、捜査当局の判断次第で際限なく処罰対象が広がるおそれがあり、「ナチス刑法と同じ発想」と刑法学者は指摘しています。

何が罰せられる？

法務省は処罰法施行にあたり、ウェブサイトに質問に答えるページを開設。▼駅前で国旗を燃やす▼ふん尿で汚す▼あえて公道に置き泥や雨で汚す－などの行為が国旗損壊に「該当する」としています。一方、「著しく不快」については「一般通常人から見て、ひどく快くないと感じさせる方法を指す」と記すにとどめています。



国旗損壊罪処罰法に反対する人々

一見すると、学校教育に直接影響しないように感じますが、何事も「拡大解釈」する人が存在します。

和泉市の小学校教育への介入質問

２０００年3月7日の参議院予算委員会で自民党の小山孝雄議員が「大阪・和泉市の小学校で、音楽教科書の『君が代』の上に『ぞう列車よはしれ』の歌詞を貼り付け、国歌を教えず、この歌を教えている。」との発言を行ったことがありました。

前年8月13日に国旗国歌法が施行され、同法には処罰規定が無いにもかかわらず、文部大臣（当時）から「学習指導要領に違反すれば、懲戒処分の対象となる。」との答弁を引き出すための質問の中での発言です。

後に大阪府議会で府教育長が「児童がプリントを失うことのないように（上端を）糊で貼付することを指導したというもの」と答弁し、処分は行われませんでした。ただ、日頃当たり前に学校教育で行われている活動に、法律を「拡大解釈」して、学校教育への介入が行われようとしたことを私たちは忘れてはなりません。

※なお、小山議員は、後に「ＫＳＤ疑惑」（団体に有利になる質問の見返りに現金を受領）で逮捕され、実刑判決を受けました。

違憲の法律は廃止

処罰法は、思想、良心の自由や表現の自由を侵害する危険性が高く、芸術表現や政治活動の萎縮を招くなどの懸念も払拭されておらず、８月４日には、憲法学者２００人が同法の「速やかな廃止」を求める声明を発表しています。

また、日本弁護士連合会も反対を表明しています。

推進したのは維新

処罰法は、日本維新の会が与党となる条件として自民党と交わした政策合意を具体化したものです。そして、維新が多数を占める大阪府議会では、過去にも「教育基本条例」など憲法や法律の範囲を超える条例が制定されてきた経過があります。

維新の新たな教育介入を防がなければなりません。

ナチス刑法と同じ発想

国旗損壊処罰法　第二条

「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

２　前項の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。」

ナチス刑法　第２条　第１項

「法律が可罰的であると宣言した行為又は刑罰法規の基本思想並びに健全な国民感情に従い処罰に値する行為を行った者は処罰される。」

和泉市の小学校教育への介入発言

小山孝雄参議院議員の質問（2000年3月7日）

「実は私のところにこんな資料が寄せられました。小学校二年生の子供さんの音楽の教科書でございます。その冒頭に国歌が、歌詞と楽譜がございます。それを教えずに、その上に「ぞう列車よはしれ」という、これは反戦歌だそうですけれども、私は知りませんが、その歌詞を張りつけて、国歌を教えずにこの歌を教えたという。これは父兄からの訴えでございます。こういうことは、法令に照らした場合どういうことになるんでしょうか。

（中略）これは大阪の和泉市の某小学校であります。」